

令和3年度医療従事者等の勤務環境改善のためのオンラインセミナー  
令和3年10月28日（木）～11月11日（木）配信

医師の働き方改革について  
～令和6年度に向けて取り組むこと～

神奈川県医療勤務環境改善支援センター長  
神奈川県健康医療局保健人材担当課長  
西海 昇

# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. 時短計画指定後のスケジュール
5. 今年度取り組んでいただくこと
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

## 「働き方改革の推進に関する研修会」

### 事前送付

- ・ 第9回 (令和2年9月30日)  
資料3-2  
「長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル」
- ・ 第13回 (令和3年8月4日)  
参考資料1-3 「医師の勤務実態把握マニュアル」  
参考資料1-4 「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン(案)」  
参考資料3 「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」  
参考資料4 「医師の働き方改革の推進に関する検討会 報告書」

(参照URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05488.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05488.html))

# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. 時短計画指定後のスケジュール
5. 今年度取り組んでいただくこと
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

# 1. 働き方改革の概要

- 令和元年4月に、「働き方改革関連法」が制定  
医師以外の職種については、時間外労働は、  
原則月45時間以内、年間360時間以内。
- しかし、医師については、診療業務の特殊性  
(応召義務)、公共性、地域医療確保、不確実  
性の観点から、働き方改革の開始は令和6年度  
となり、時間外労働時間の制限も他職種と比較  
すると、特別な設定となっている。

# 1. 働き方改革の概要

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保  
を推進するための医療法等の一部を改正  
(令和3年5月28日公布)

## I 医師の働き方改革

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康措置のための整備等

II 各医療関係職種の専門性の活用

III 地域の実情に応じた医療提供体制の確保

# 1. 働き方改革の概要

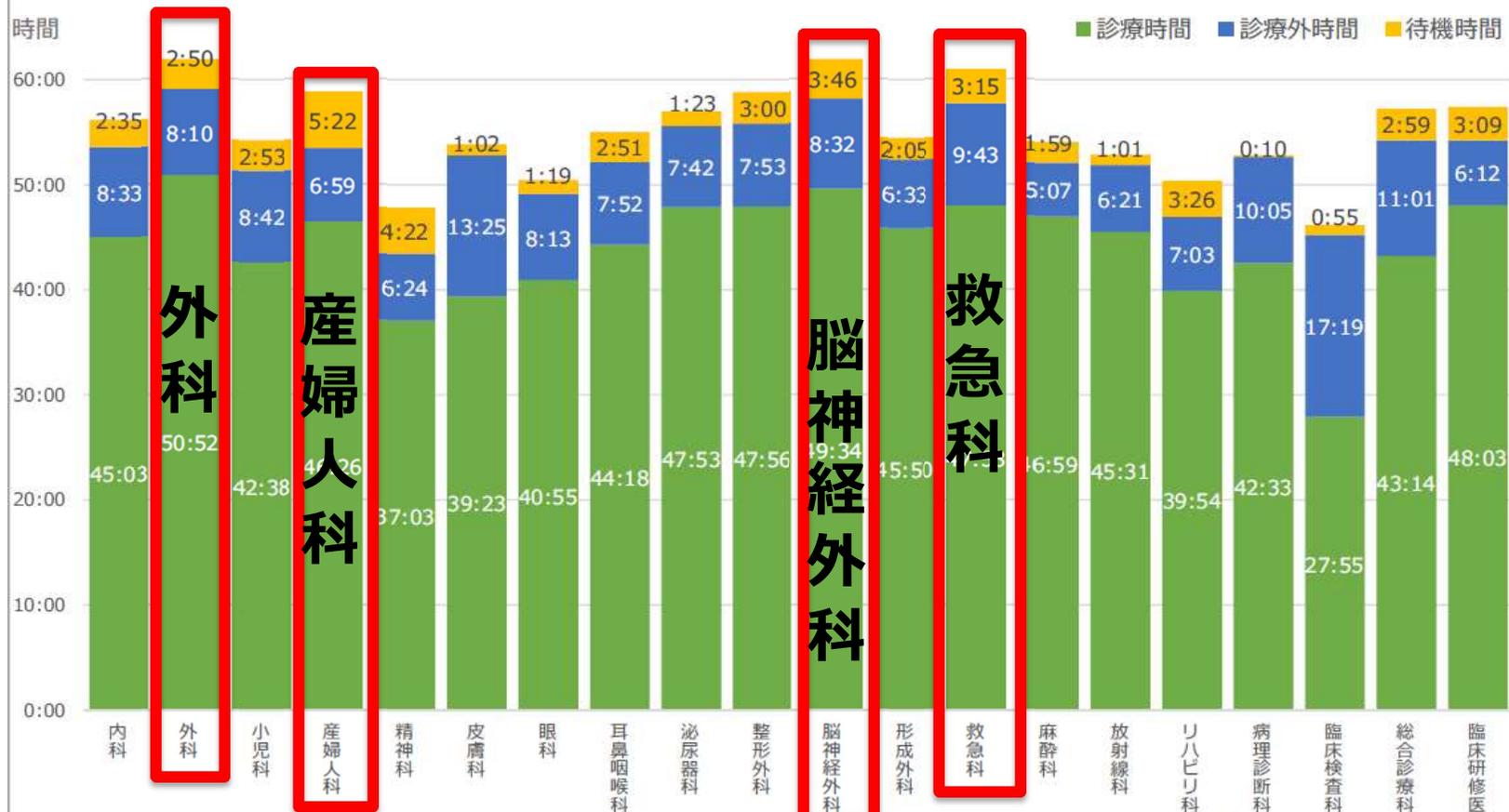
医師に対する時間外労働の上限規制の適用（令和6年4月）に向け、次の措置を講じる。

- ① 勤務する医師が長時間労働となる医療機関における  
医師労働時間短縮計画の作成
- ② 地域医療の確保（B水準）や集中的な研修実施（C水準）の観点から、知事が上限時間を適用する医療機関を指定する。
- ③ 健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

# 1. 働き方改革の概要

病院・常勤勤務医の週当たり勤務時間の内訳：診療科別（時間）

- 診療科全体の平均時間。
- 診療時間は診療科によって差がある。
- 外科のみ診療時間が週50時間を超えている。

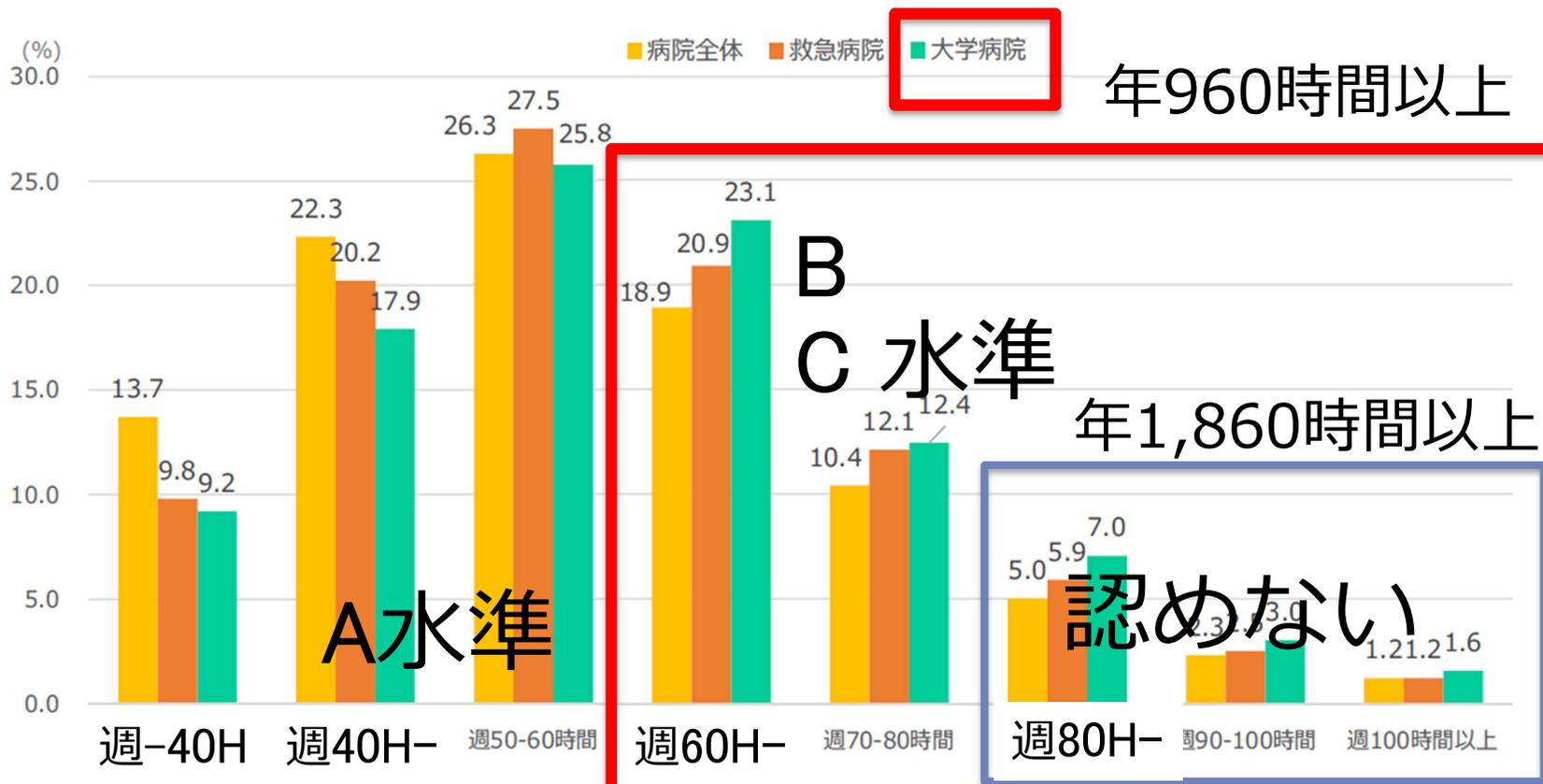


※ 診療外時間から指示の無い診療外時間を除外し、宿日直許可を取得していることがわかっている医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を勤務時間から除外した上で、診療科別の性別年齢調整、診療科別の勤務医数調整を行っている

# 1. 働き方改革の概要

## 病院・常勤勤務医の週当たり勤務時間：病院種別（全体・救急病院・大学病院）

○ 病院常勤勤務医全体、救急病院常勤勤務医と比較し、週50-60時間までは大学病院常勤勤務医の方が割合が低いが、週60時間以上では大学病院常勤勤務医の方が割合が高く、大学病院常勤勤務医は長時間労働医師が多い傾向にある。



※ 宿日直許可を取得していることがわかっている医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を勤務時間から除外した上で、診療科別の性、年齢調整、診療科ごとの勤務医療機関調整を行っている。

※ ※三次救急病院及び救急車を1,000台以上受け入れている二次救急病院を救急病院とし、救急車受入件数は、平成30年病床機能報告救急機能を用いた。

# 1. 働き方改革の概要

## 医師の働き方改革の概要

- ① 医療機関内のマネジメント改革  
管理者・医師の意識改革、タスクシフト・シェア、  
I C T等の技術活用
- ② 自身の健康確保、医療安全の推進  
追加的健康確保措置の実施（連続勤務時間制限、  
勤務間インターバル）
- ③ 女性医師等の働きやすい環境整備
- ④ 医療機関全体として**他職種も含めた**取組の推進

# 1. 働き方改革の概要

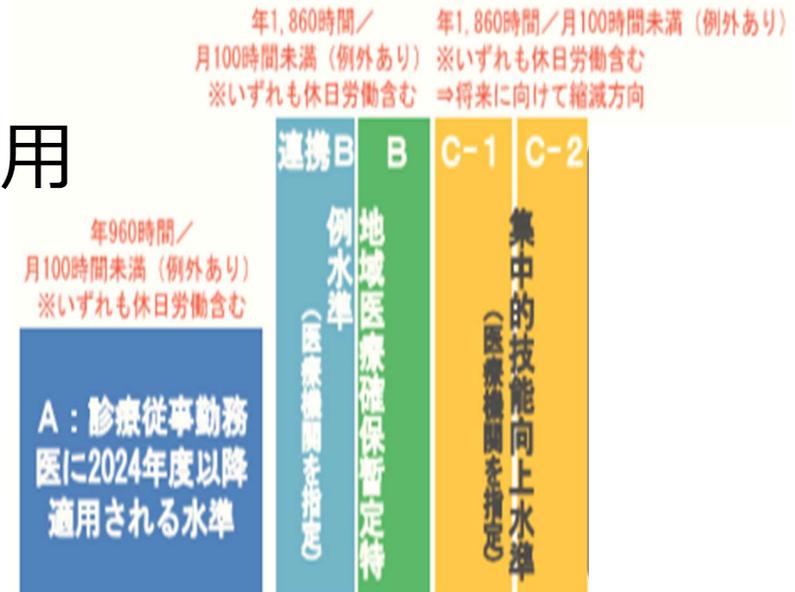
令和6年度から、  
医師の時間外労働上限規制が適用  
(36協定上の上限)

原則、年960時間 (A水準)  
月100時間未満



年1,860時間・月100時間未満の上限数を設定

- ・ 地域医療の医療提供体制の確保のために  
暫定的に認められる水準 (B水準、連携B水準)
- ・ 集中的に技能を向上させるために  
必要な水準 (C-1水準、C-2水準)



令和5年度末までに、  
特例水準指定を  
県から受ける必要がある。

# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. 時短計画指定後のスケジュール
5. 今年度取り組んでいただくこと
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

## 2. 時間外労働規制の枠組み

各水準の指定と適用を受ける医師

- A水準の業務の従事者

年960時間以内  
(指定不要)



年960時間以上  
(指定必要)

- 医療機関に従事する医師 …
- 副業・兼業している医師 …
- 臨床研修医・専門研修医 …
- 特定の高度な技能修得者 …

B水準

連携B水準

C-1水準

C-2水準

1,860時間以内で、  
**健康確保措置等**  
**実施**の上、各水準  
指定を受ける

## 2. 時間外労働規制の枠組み

### B水準（地域医療確保暫定特例水準）

#### 申請要件

- 三次救急医療機関
- 二次救急・救急車1,000台以上・5疾病5事業の確保  
（夜間・休日・時間外入院件数：500件以上）
- 在宅医療で積極的な役割を担う医療機関
- 県が地域医療確保に必要と認める医療機関

時間外労働が、年960時間を超える  
医師を有する医療機関が申請

## 2. 時間外労働規制の枠組み

### 連携B水準（地域医療確保暫定特例水準）

- 医師派遣により医療提供体制を確保している  
医療機関（大学病院など）

自院の時間外が年960時間以内で、**副業・兼務先の医療機関**での時間外を**合算すると**、年960時間を超える医師を有する医療機関が申請

## 2. 時間外労働規制の枠組み

### C-1水準（集中的技能向上水準）

研修プログラムに沿って基礎的な技能や能力を習得する際に、時間外労働が年960時間を超える臨床研修医・専攻医を有する医療機関が申請

## 2. 時間外労働規制の枠組み

### C-2水準（集中的技能向上水準）

高度な技能を持つ医師育成が、公益上必要な分野において、その技能の育成に関する診療業務を行う際に、時間外労働が年960時間を超える医籍登録後の臨床従事6年目以降の医師を有する医療機関が申請

※C水準の詳細は、厚生労働省の検討会で現在検討されています。  
参照資料：「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」

# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. 時短計画指定後のスケジュール
5. 今年度取り組んでいただくこと
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

# 3. 時短計画指定前のスケジュール



### 3. 時短計画指定前のスケジュール

特例水準指定までの流れ（各水準共通）

**令和3年度～** **令和6年度以降の医師労働時間短縮計画**の作成

**令和4年度～** **医療機関勤務環境評価センター**の受審  
厚生労働大臣が指定する第三者機関が担う

**令和5年度末** **都道府県**による特例水準指定

### 3. 時短計画指定前のスケジュール

#### ○令和3年度～令和6年度末までの時短計画について

960時間以上の医師がいる医療機関は、

- ・ 時短計画の作成 → **努力義務**
- ・ 時短計画の都道府県への提出 → **任意**  
(提出した場合には情報提供や助言等を受けられる)
- ・ 時短計画に基づく取組の実施  
→ **初回指定評価の際に取組実績として評価される**
- ・ 時短計画の評価センターでの取扱い  
→ 時短計画案に記載された「**その時点での取組実績**」と「**今後の取組目標**」を評価

# 3. 時短計画指定前のスケジュール

令和4年度以降

## ○医療機関勤務環境評価センターの受審

医療機関への全体評価 → 定型的な文面での評価

- ・労働関係法・医療法の規定を満たしているか
- ・労働時間短縮に向けた取組などが評価時点・将来時点で十分か
- ・労働時間の実績が改善しているか の項目で実施

## ○県に特定水準指定申請

評価機関からの評価結果の通知を活用し、支援内容や地域医療提供体制を鑑み、B、連携B、C水準の対象医療機関を指定

# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. **時短計画指定後のスケジュール**
5. 今年度取り組んでいただくこと
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

## 4. 時短計画指定後のスケジュール

- すべての勤務医の年間の時間外・休日労働時間数は  
**令和6年度までに「960時間以内」となり、  
特例として、「1,860時間」まで認められます。**
- 毎年時短計画の見直しを行い、**3年ごと**に評価を受審
- 令和6年度以降も、医師の健康確保と地域の医療提供体制の確保を両立しつつ、**各医療機関における医師の労働時間の短縮を計画的に進める必要**

## 4. 指定後のスケジュール

特例水準（B、連携B）指定後は…

医師の**時間外労働時間目標ライン**を設定

例) **令和6年4月時点**での

時間外・休日労働時間数 **年1,260時間**（月約100時間）

$$\text{令和9年} : 1260 - (1260 - 960) / 4 = 1,185$$

$$\text{令和12年} : 1260 - 2(1260 - 960) / 4 = 1,110$$

$$\text{令和15年} : 1260 - 3(1260 - 960) / 4 = 1,035$$

$$\text{令和18年} : 1260 - 4(1260 - 960) / 4 = \mathbf{960}$$

 段階的に短縮

地域医療特例水準（B、連携B）は、

**令和17(2035)年度末までに廃止を**検討中

# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. 時短計画指定後のスケジュール
5. **今年度取り組んでいただくこと**
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

## 5. 今年度取り組んでいただくこと

### ① 勤怠管理の徹底

**時間外労働時間の実態**を的確に把握

特に**副業・兼業**を行っている人を把握

**【連携B水準に該当】**

### ② **自医療機関に適用する上限**を確認

**960時間（A水準）**か、**1,860時間（特例水準）**か

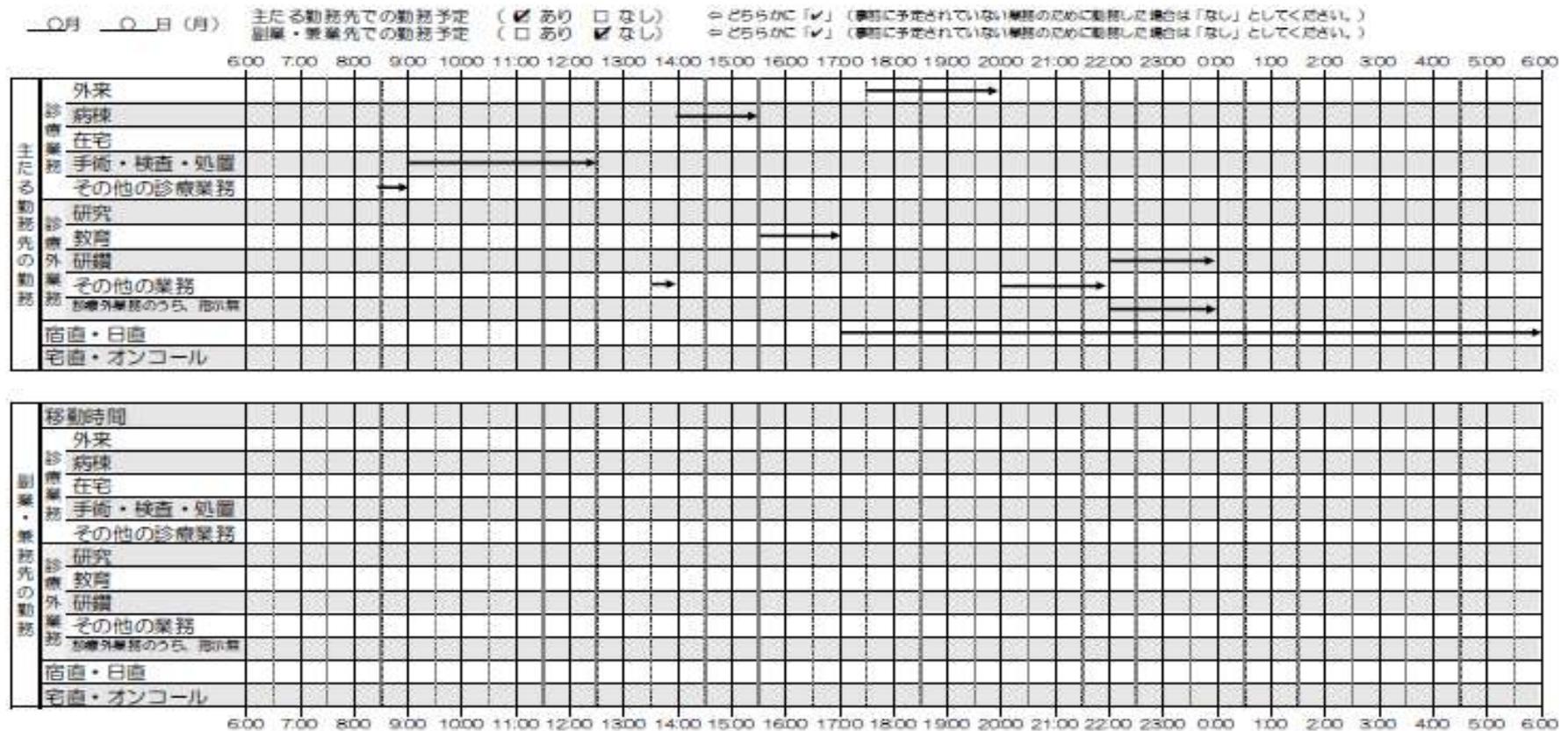
### ③ 取り組むべき **「短縮幅」**の見極め

# 5. 今年度取り組んでいただくこと

## ① 時間外労働時間の実態の把握

【第13回】働き方改革検討会 参考資料1-3\_医師の勤務実態把握マニュアルp14

### 例) 勤務実態調査の実施



## 5. 今年度取り組んでいただくこと

### ② 自医療機関に適用される上限を確認

B、連携B、C-1、C-2の複数の適応も可能

月に100時間以上の時間外・休日労働が見込まれる医師との面接指導を実施しなければなりません。



# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. 時短計画指定後のスケジュール
5. 今年度取り組んでいただくこと
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

# 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

## (作成例②) 医師労働時間短縮計画の案 ※令和6年度に向け指定申請する場合

令和6年度 △○×病院 医師労働時間短縮計画の案（作成例）  
※令和6年度に向けた指定申請用

※ 青字は解説である

### 計画期間

令和6年4月～令和○年○月末  
※5年以内の任意な期間を設定する。

### 対象医師

△△科医師（●名（B：●名／C-1：●名））  
□□科医師（●名（連携B：●名／C-2：●名））

### 1. 労働時間と総務管理（共通記載事項）

※以下に記載の取組内容等は記載例としての参考である。

#### (1) 労働時間数

△△科医師（●名（B：●名／C-1：●名））

年間の時間外・休日労働時間数	●年度実績	令和6年度目標	計画期間終了年度の目標
平均			
最長			
900時間超～1,000時間の人数・割合			
1,000時間超の人数・割合			

※実施時点の前年度実績を記載

時間を記載（○時間△分）

人数・割合を記載（○人・□%）

□□科医師（●名（連携B：●名／C-2：●名））

年間の時間外・休日労働時間数	●年度実績	令和6年度目標	計画期間終了年度の目標
平均			
最長			
900時間超～1,000時間の人数・割合			
1,000時間超の人数・割合			

#### (2) 労務管理・健康管理

##### 【労働時間管理方法】

●年度の取組実績 ※実施時点の前年度	出勤簿による自己申告
令和6年度の取組目標	出勤管理に関してICカード導入
計画期間中の取組目標	上記事項に取り組む

##### 【休日直許可の有無を踏まえた時間管理】

●年度の取組実績 ※実施時点の前年度	特になし（許可は得ていない）
令和6年度の取組目標	労働基準法施行規則第73条の休日直許可の取組手続きを行う
計画期間中の取組目標	休日直許可に基づき適切に取り組む

##### 【医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続等】

●年度の取組実績 ※実施時点の前年度	特になし
令和6年度の取組目標	専業場における労働時間該当性を明確にするための手続きを周知し、環境の整備を管理する
計画期間中の取組目標	手続きを周知し適切に取り組む

##### 【労使の話し合い、36協定の締結】

●年度の取組実績 ※実施時点の前年度	協議の場として、労働時間等設定改善委員会を月1回開催する。労働者の過半数で組織する労働組合と協議・締結し、届け出た36協定を医局内に掲示する。
令和6年度の取組目標	上記事項に取り組む
計画期間中の取組目標	同上

##### 【衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制】

●年度の取組実績 ※実施時点の前年度	・衛生委員会を月1回開催する ・健康診断を年2回実施する
令和6年度の取組目標	上記事項に取り組む
計画期間中の取組目標	同上

出典：第13回厚生労働省 「医師の働き方改革に関する検討会」 資料  
「時短計画作成ガイドライン（案）」

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

### 労働時間短縮計画の作成

#### 原則：医療機関単位（診療科単位も可）

※ 特例水準医師が1人でもいる場合は作成する。

※ 複数の特例水準について1つの計画にまとめることも可能。  
その場合、それぞれの取組対象の医師を明らかにする。

#### 【計画期間】

令和6年4月～始期から5年以内

#### 【対象医師】

例) △△科医師（○名（B：○名/ C-1：○名））

□□科医師（○名（連携B：○名/ C-2：○名））

# 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

## 労働時間短縮計画の項目例

### 1. 労働時間数 時間外労働時間の平均／最長時間

#### 1. 労働時間と組織管理（共通記載事項）

※以下に記載の取組内容等は記載例としての参考である。

#### (1) 労働時間数

△△科医師（●名（B：●名／C-1：●名））

年間の時間外・休日労働時間数	●年度実績	令和6年度目標	計画期間終了年度の目標
平均			
最長			
960時間超～1,860時間の人数・割合			
1,860時間超の人数・割合			

□□科医師（●名（連携B：●人／C-2：●人））

年間の時間外・休日労働時間数	●年度実績	令和6年度目標	計画期間終了年度の目標
平均			
最長			
960時間超～1,860時間の人数・割合			
1,860時間超の人数・割合			

# 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

## 2. 労務管理・健康管理

労働時間管理方法、宿日直許可、労使の話合い、36協定の締結、衛生委員会等の実施体制、**追加的健康確保措置**の実施等

### (2) 労務管理・健康管理

#### 【労働時間管理方法】

●年度の取組実績※案策定時点の前年度	出勤簿による自己申告
令和6年度の取組目標	出退勤管理に関してICカード導入
計画期間中の取組目標	上記事項に取り組む

#### 【宿日直許可の有無を踏まえた時間管理】

●年度の取組実績※案策定時点の前年度	特になし（許可は得ていない）
令和6年度の取組目標	労働基準法施行規則第23条の宿日直許可の取得手続きを行う
計画期間中の取組目標	宿日直許可に基づき適切に取り組む

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

### 3. 意識改革・啓発

管理者マネジメント研修、働き方改革に関する医師の意識改革

#### (3) 意識改革・啓発

【管理者マネジメント研修】

前年度の実績	特になし
当年度の実績目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・国等が実施する病院長向けの研修会に病院長が参加する</li><li>・診療科長等向けに管理者のマネジメント研修を年1回開催し受講を促す</li></ul>
計画期間中の実績目標	上記事項に取り組む

### 4. 策定プロセス（案）

各種が参加する委員会やチーム等で検討、計画内容の周知

#### (4) 策定プロセス

各職種（医師、看護師、●●、●●●）から各代表○名が参画する勤務環境改善委員会を○ヶ月に○回開催し、この計画の案の検討を行った。対象医師やタスク・シフト先となる職員等を集めた説明会を○回開催し、意見交換を実施するとともに、本計画の案は医局の他、各職種の職場に掲示している。 ※計画の案の段階ではあるが、令和6年度以降の取組の方向性を示すものであり、院内掲示等により周知を図ることが望ましい。

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

### 労働時間短縮に向けた取組内容

医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（案） p27 補助資料 取組例集

#### 1. タスクシフト・タスクシェア

##### 看護師

- ・ 特定行為（38行為21区分）の実施
- ・ 採血・検査の実施

##### 医師事務作業補助者

- ・ 診療録等の代行入力
- ・ 各種書類の記載
- ・ 日常的に行われる検査の定型的な説明

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

### 1. タスクシフト・タスクシェア 令和3年10月施行

#### 診療放射線技師

- ・ 撮影部位の確認、検査オーダーの代行入力等
- ・ 放射線検査に関する説明

#### 臨床検査技師

- ・ 心臓・血管カテーテル検査
- ・ 病棟・外来における採血業務

#### 臨床工学技士

- ・ 人工心肺を施行中の患者の血液、補液及び薬剤の投与量の設定
- ・ 全身麻酔装置の操作

#### 救急救命士

- ・ 救急外来での救急救命措置の対応

# 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

## 2. 医師の業務の見直し

- ・ 外来業務の見直し
- ・ 宿日直の体制や分担の業務
- ・ オンコール体制の見直し
- ・ 主治医制の見直し

## 3. その他の勤務環境改善

- ・ ICT、その他の設備投資
- ・ 出産・子育て・介護など、仕事と家庭の両立支援
- ・ 院内・病児保育等の整備
- ・ さらなるチーム医療の推進

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

### 4. 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理

- ・ 副業・兼業先との勤務シフトの調整
- ・ 副業・兼業先への労働時間短縮の協力要請
- ・ 宿日直許可の取得、長時間労働医師の変更

### 5. C-1水準を適用する医師（臨床研修医、専攻医） の研修の効率化

- ・ 教育カンファレンスや回診の効率化
- ・ 効果的な学習教材・機材の提供による学習環境の充実
- ・ 各医師の研修目標の設定と研修計画の作成

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

### 作成ポイント1 宿日直許可の取得

宿日直許可を**受けている**・・・**労働時間外**  
宿日直許可を**受けていない**・・・**労働時間内**

- ・ **一部の診療科、職種、時間帯のみの申請可**
- ・ 労働局への申請から許可まで一定の期間を要する。  
→早期着手を。

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

### 作成ポイント2 追加的健康確保措置の実施

#### 追加的健康確保措置の実施の有無

…令和6年度以降の時短計画には記載必須

- ①－1 連続勤務時間制限
- ①－2 勤務間インターバル
- ①－3 代償休息
- ②－1 面接指導
- ②－2 就業上の措置

①については、  
A水準（960時間以下の  
医療機関）のみ努力義務

詳細は、以下参照。

「医師の勤務実態把握マニュアル」

「長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル」

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

通常の日勤及び宿日直許可を受けている場合

- **日勤・夜勤体制**の実施（各診療科）
- 始業から24時間以内に9時間の連続した休息時間  
（15時間の連続勤務時間制限）
- **兼業として受け入れている医療機関**の宿直等の断続的労働も宿日直許可の対象

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

15時間又は28時間連続勤務する場合（参考イメージ）

通常の日勤

8	23	8	23
始業	15時間勤務	9時間休息	15時間勤務

宿日直許可のある宿日直に従事する場合

8	23	8	23	8
始業	15時間勤務	9時間宿日直	15時間勤務	9時間休息

24時間 24時間

宿日直許可のない宿日直に従事する場合

8	23	8	12	6
始業	15時間勤務	9時間宿日直	4時間勤務	18時間休息

28時間 18時間 44

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

主たる勤務地で勤務し、兼業先で宿直勤務する場合  
(参考イメージ)

宿日直許可の**ある**宿日直に従事する場合

8	17	19	8	10	1	10
始業	8時間勤務	移動	13時間宿日直	移動	15時間勤務	9時間 休息
24時間				24時間		

宿日直許可の**ない**宿日直に従事する場合

8	17	19	8	10	12	6
始業	8時間勤務	移動	13時間宿日直	移動	2時間勤務	18時間休息
46時間				45		

## 6. 医師労働時間短縮計画の作成について

令和5年度末までに

時短計画の県への提出 → **任意**

**提出先**（本研修会の申込先と同じ）

神奈川県医療勤務環境改善支援センター事務局

[ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp)

- ・ 提出した場合、**県勤改センターのアドバイザーによる情報提供・助言等**を受けることができます。

### ※留意点

- ・ 計画内で特に確認したい箇所について記載した任意様式を添付ください。
- ・ 提出後に計画の見直しを行った場合には、見直し後の計画を県へご提出ください。

# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. 時短計画指定後のスケジュール
5. 今年度取り組んでいただくこと
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

# 7. 医療勤務環境改善支援センター

神奈川県

くらし・安全・環境 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ 観光・名産 産業・働く 電子県庁・県政運営

Translate 読み上げ/ふりがな 利用案内

さがす

ホーム > 健康・福祉・子育て > 医療 > 医療相談・医療機関・業種情報 > 神奈川県医療勤務環境改善支援センター

## 神奈川県医療勤務環境改善支援センター

掲載日：2021年7月29日

### 神奈川県医療勤務環境改善支援センターって何？

このセンターは、医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、神奈川県や神奈川労働局が連携して設置した組織で、医療勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関を支援しています。

医療勤務環境改善支援センターのチラシは[こちら](#) (PDF: 765KB)

### 医療従事者の勤務環境改善の必要性と基本方針

医療の質の向上や経営の安定化の観点から、医療機関が自らのミッションに基づき、ビジョンの実現に向けていくことが重要です。そのためには、各医療機関において、医療従事者が働きやすい環境を整える働きがい高めるよう、勤務環境を改善させる取組が不可欠です。医療従事者、患者、経営にとってよい好循環を作りましょう。

検索バーから「神奈川県」「勤務環境」と検索

# 7. 医療勤務環境改善支援センター

## 県勤改センターの主な取組

### (1) 勤務環境改善のための**研修会**

- ・年1～2回実施（事前申込制）
- ・令和2年度からはオンライン開催
- ・医療機関による好事例発表、行政説明

# 7. 医療勤務環境改善支援センター

## (2) 勤務環境改善のための相談支援

相談支援	<b>随時相談支援</b>	<b>マネジメントシステム 導入支援</b>
対応者	医療労務管理アドバイザー・・・ <b>社会保険労務士</b> 医業経営アドバイザー・・・ <b>医業経営コンサルタント</b>	
相談内容等	相談内容： ・ <b>労務管理</b> ・ <b>労働安全管理</b> ・ <b>医療制度、</b> ・ <b>組織マネジメント</b> ・ <b>経営管理</b> 等	支援対象： 県内の <b>2 医療機関</b> 程度  支援回数： 月 <b>1回（全10回）</b> 程度

# 7. 医療勤務環境改善支援センター

## <<< 神奈川県医療勤務環境改善支援センター >>>

医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を図るため、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関を支援する拠点として「神奈川県医療勤務環境改善支援センター」を開設しました。本センターにおいて、医療労務管理アドバイザーと医療経営アドバイザーが、勤務環境改善に取り組む医療機関からの相談に対して、専門的な支援を無料でを行います。

相談  
無料

# ご相談ください!

労働時間・勤務シフトの設定改善をしたい。

労務管理面でアドバイスがほしい。

組織マネジメント・経営管理面の相談がしたい。

仕事と子育ての両立支援に取り組みたい。

労務管理面や医療経営面についての相談をお待ちしています。

「勤務環境改善マネジメントシステム」に基づき勤務環境改善計画の策定など、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援します。

まずは、ご連絡ください!

神奈川県医療勤務環境改善支援センター 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁医療課内

【開設日時】 平日 8:30~17:15 ☎ 045-664-2522 FAX 045-210-8858 E-mail kinmukankyokaizen@pref.kanagawa.jp

専門分野のアドバイザーが、ニーズに応じて支援を行います。相談支援申込書は裏面へ

## 相談支援申込書

受付番号 No. \_\_\_\_\_

申込書提出日：令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

医療機関名			
住所	〒 神奈川県		
担当者	部署名		
	職・氏名		
	電話	FAX	
	E-mail		

### 相談内容について

(相談したい内容に  してください。複数  も可)

労務管理  労働安全管理  診療報酬制度  医療制度・医事法制

組織マネジメント・経営管理  関連補助制度の活用

( した項目について、下記に具体的に御記入ください。)

(具体的に記載してください)

※なお、専門家による相談支援は、相談内容に応じて日程調整をした上で実施します。

◆記入後は、FAX またはメールで御提出ください。◆

神奈川県医療勤務環境改善支援センター

☎ 045-664-2522 FAX 045-210-8858

E-mail kinmukankyokaizen@pref.kanagawa.jp

(キンムカンキョウカイゼン)

## 7. 医療勤務環境改善支援センター

### 神奈川県医療勤務環境改善支援センター

(神奈川県 健康医療局 医療課内)

(受付時間) 平日8時30分から17時15分

(専用電話) **045-664-2522**

### 医療労務管理相談コーナー (神奈川県社会保険労務士会内)

(受付時間) 平日9時から17時

(専用電話) **045-651-6883**

# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. 時短計画指定後のスケジュール
5. 今年度取り組んでいただくこと
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

## 8. 県の取組について

### 令和2年度 診療報酬改定

#### (新) 地域医療体制確保加算 (520点)

(医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進)

- ・ 対象：救急搬送件数 年2,000件以上 (R2:県内63病院)
- ・ 「**病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画**」を作成すること

この計画は、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めて計画し、定期的に評価を行う。

## 8. 県の取組について

地域医療体制確保加算対象外の医療機関に対し、  
勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助

- 救急実績1,000件～2,000件  
(救急車、ヘリコプターの搬送件数) : 約70医療機関  
※診療報酬対象外となるような規模  
対象になり得る医療機関
- 入院実績500件以上 (夜間・休日入院件数)  
等の条件を満たす

+

B水準、連携B水準の医師を有し、時短に向けて  
取り組んでいる

(詳細は、勤改センターHPから、補助金交付要綱をご確認ください。)

## 8. 県の取組について

補助基準額：

- ・ 稼働病床数 × 133千円

令和3年度限りの措置：

- ・ 稼働病床数 × 266千円

## 8. 県の取組について

対象経費：資産形成経費（ハード面）

補助率	補助内容	例
10分の9	ICT等費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステム</li><li>・AI問診システム</li><li>・カルテの自動音声入力システム</li><li>・勤怠管理システム等の導入</li></ul>
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用

## 8. 県の取組について

対象経費：その他経費（ソフト面）

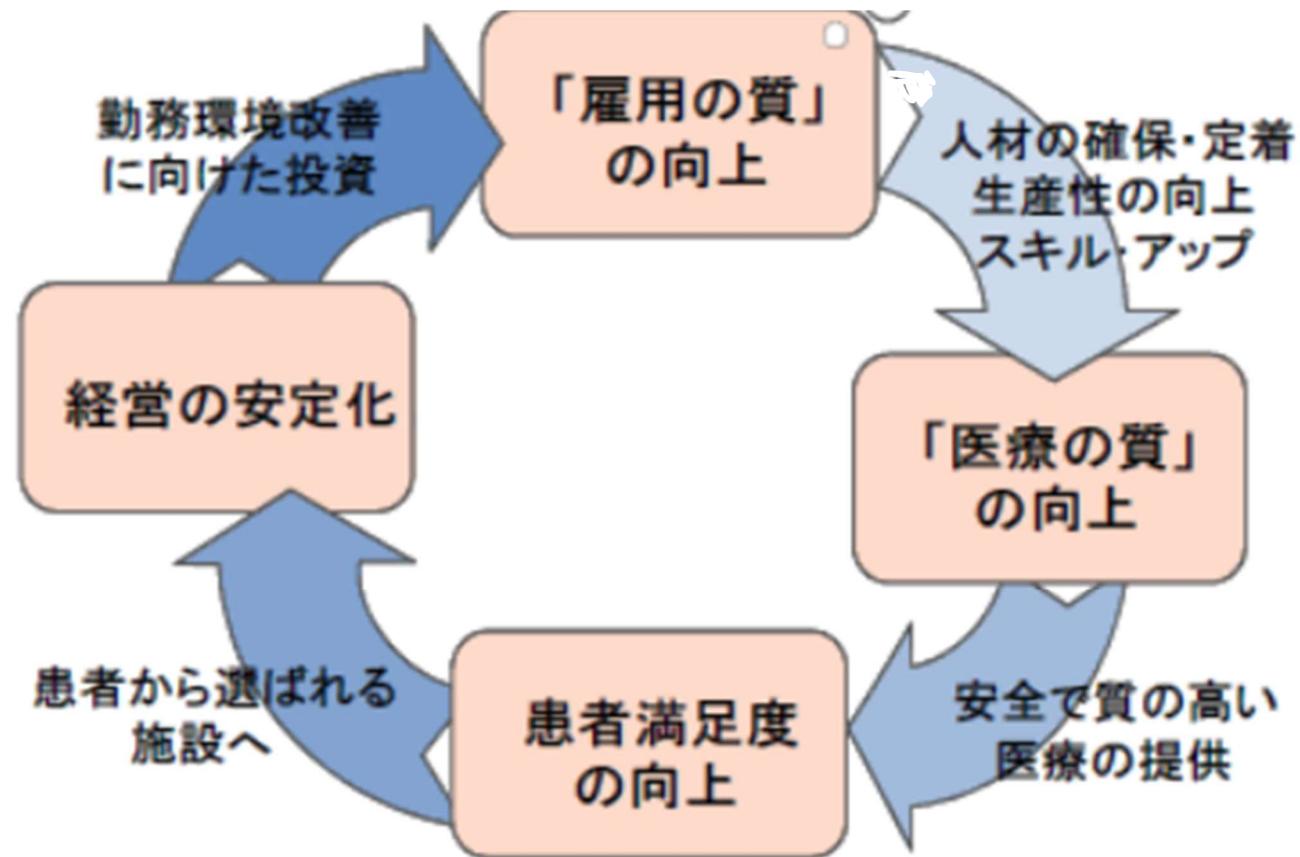
補助率	補助内容	例
10 分 の 10	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者に必要な研修の受講料
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等の導入経費
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職に係る人件費

# 本日の内容

1. 働き方改革の概要
2. 時間外労働規制の枠組み
3. 医師労働時間短縮計画（以下、時短計画）指定前のスケジュール
4. 時短計画指定後のスケジュール
5. 今年度取り組んでいただくこと
6. 時短計画の作成について
7. 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）
8. 県の取組について
9. 総括

# 9. 総括

医療従事者、患者、経営にとって  
WIN-WINとなるような好循環を作る。



## 9. 総括

- 各医療機関の状況に応じ、診療科や従事年数により環境は異なる  
(医局、地域・診療科の偏在など)
- 医療機関の管理者のリーダーシップの下、医師労働時間短縮計画を作成し、事務職含め、医療機関全体として働き方改革を進めていくことが重要

まずはできる働き方改革から始めましょう。

# 9. 総括

厚生労働省「いきサポ」

URL : <https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the 'いきサポ' website. At the top left is a logo with a character and the text 'いきいき働く医療機関サポートWeb' and 'いきサポ'. To the right is a search bar with 'サイト内検索' and a '検索' button. Below the search bar is a text size control with '小' and '大' buttons. A green navigation bar contains six items: '勤務環境の改善とは', '取組み事例の紹介', '自己診断', '役に立つ情報', '医療勤務環境改善センター', and 'その他'. The main content area is titled '勤務環境の改善とは' and features a sub-header '勤務環境の改善とは' followed by a horizontal line. Below the line is a green box with the text '医療従事者の勤務環境の改善に取り組みましょう'. Underneath is a sub-section '—医療従事者の勤務環境改善の必要性と基本方針' with a paragraph of text: '人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在などを背景として医療機関による医療スタッフの確保が困難な中、質の高い医療サービス体制を構築するためには、勤務環境の改善を通じ、医療スタッフが健康で安心して働くことができる環境整備を促進することが重要です。そうした中で、厚生労働省委託事業による調査・研究や、関係審議会での議論を経て、平成26年10月1日に'.

